

# 国立大学法人電気通信大学基金運営委員会細則

平成24年 3月27日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学基金規程（以下「基金規程」という。）第12条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員の任期)

第2条 基金規程第9条第4号から第6号までに規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (小委員会)

第5条 委員会は、大学基金の事業計画の策定等に関し必要と認めるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## (事務)

第6条 委員会の事務は、大学基金事務局が行う。

## (雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この細則は、平成24年3月27日から施行する。